

令和7年度 前畠保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始にあたり、多治見市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則第4条に基づいて、説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

名称	社会福祉法人前畠育英会
主たる事務所の所在地	岐阜県多治見市幸町7-2-2
代表者氏名	理事長 坂崎 義雄
連絡先	電話 0572(27)2579 FAX 0572(27)2579

2. 施設

名称	前畠保育園
所在地	岐阜県多治見市幸町7-2-2
管理者氏名	園長 渡辺 裕之
連絡先	電話 0572(27)2579 FAX 0572(27)2579

3. 施設の目的及び運営方針

施設の目的
幼保連携型認定こども園 前畠保育園(以下「当園」という。)を利用する小学校就学前の子ども(以下「園児」という。)に対し、適正な教育・保育を提供することを目的とします。
運営方針
<p>1 当園は、良質な水準のかつ適切な内容の教育・保育の提供を行うことにより、入園する園児が健やかな心身の発達を図るために適切な環境が等しく確保されることを目指します。</p> <p>2 園児の意思と人格を尊重して、常に園児の立場に立って教育・保育を提供するように努めます。</p> <p>3 当園は、園児の家庭と地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>

4. 保育の内容

当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年告示)に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を一体的に提供します。
--

5. 職員の職種・員数・職務の内容

職種	員数	職務の内容
園長	1名	園の業務の統括
主幹教諭	2名	保育計画の立案・実施 地域の子育て支援活動
保育教諭	33名	教育・保育業務
保育士	2名	実施記録と家庭連絡等の業務
保育補助者	2名	保育教諭の補助
調理員	4名	給食業務
バス運転手	3名	バスの運転
事務員	1名	事務業務
園務員	1名	環境整備、畑整備
学校医	1名	園児の健康管理等
嘱託歯科医	1名	園児の健康管理等
学校薬剤師	1名	環境衛生の維持改善等

6. 教育・保育を提供する日及び時間帯

開園日	月曜日から土曜日まで
開園時間	7:00 から 19:00 まで (土曜日 7:00 から 18:00 まで)
教育・保育提供時間	2号・3号標準時間認定 7:00 から 18:00 まで 延長保育 18:00 から 19:00 まで
	2号・3号短時間認定 8:30 から 16:30 まで 延長保育 7:00～8:30 16:30～19:00
	1号認定 9:00 から 15:00 まで 預かり保育 15:00 から 16:30 まで
休園日	<p>1 日曜日</p> <p>2 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律 第 178 号)に規定する休日</p> <p>3 年末年始(12 月 29 日～1月3日)</p> <p>4 1号認定は、次の休業日を加える 土曜日 夏季休業 8 月 4 日～8 月 18 日 冬季休業 12 月 24 日～1 月 7 日 春季休業 3 月 27 日～令和 8 年度入園式</p> <p>5 臨時休園 児童が多数伝染病に罹患するか、その恐れがある場合または、災害その他の事由により保育上重大な影響があるときは、臨時休園または登園自粛の要請を行う場合があります。</p>

※表中の号数は、子ども・子育て支援法第 20 条に規定される支給認定の各区分を表しています。

7. 保育料等について

保育料と 延長保育料	園児の保護者は、保護者の市町村民税の課税状況により、園児が居住する市町村が定める額を当園に支払います。 1号認定の預かり保育料は、月額2,000円を当園に支払います。
実費負担	園児の保護者は、園児が個人で使用する用品、又は個人で購入する物品の実費を当園に支払います。 3歳以上児2号認定子どもの保護者は、主食代と月額500円・副食代月額4,800円を当園に支払います。 3歳以上児1号認定子どもの保護者は、主食代500円・副食代月額4,400円を当園に支払います。 副食代については、世帯所得や家族構成等により免除される場合があります。

8. 利用定員

0歳児	9名
1、2歳児	36名
3～5歳児	147名
1号認定	24名

9. 入園、退園について

入園	本園は、多治見市が行った利用調整により当園の利用が決定され、かつ、特定教育・保育の実施について多治見市から保育の依頼を受けたときは、これに応じます。 1号認定子どもについては、保護者が当園に直接申し込み当園にて選考を行います。
退園	園児が次のいずれかに該当する場合は、教育・保育の提供を終了します。 1 園児に係る支給認定の効力が失われたとき 2 保護者から本園の利用について取消しの申し出があったとき 3 多治見市が園児の利用継続について不可能であると認めたとき 4 その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

10. 提供する給食について

平日	昼食 多治見市の管理栄養士が献立等を管理し、当園の調理員が調理して提供します。
----	--

おやつ	3歳未満児については、午前と午後の2回おやつを提供します。 3歳以上児については、午後に1回おやつを提供します。
土曜日	通常の昼食の提供は無く、おやつを1回提供します。 1日保育を必要とする場合はお弁当を用意してください。
アレルギー 等の対応	アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合、個別に面談してできる限り対応します。

11. 緊急時、非常災害時における対応方法

緊急時	1 当園の職員は、保育中に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、保護者等に連絡するとともに、学校医又は園児の主治医に相談する等の措置を講じます。 2 保育中に事故が発生した場合は、多治見市と保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。 3 当園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。 4 当園は、園児に対して保育中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
非常災害時	当園は、学校保健安全法の規定により、園児等の安全の確保を図るため、学校安全計画及び危険等発生時対処要領を作成し訓練を行います。非常災害時の関係機関への通報と連携体制を整備し、それらを職員に周知します。

12. 虐待の防止のための措置

1 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のために責任者を設置し、職員に対する研修を実施します。
2 当園は、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、多治見市、児童相談所等、適切な機関に通告します。

13. 保育内容における苦情対応

- 当園は、保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情等受付担当者、苦情等解決責任者と第三者委員を設置し、保護者に周知するとともに、苦情に対して必要な措置を講じます。
- 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めます。
- 苦情内容と苦情に対する対応、結果について記録します。

苦情等受付担当者	主幹教諭:大嶽佳子、岡嶋美紗 保育教諭:宇都宮かおり
苦情等解決責任者	園長・渡辺 裕之
受付方法	面談、文書、電話等の方法で苦情を受け付けます。
第三者委員	川井博子（主任児童委員） 090-4115-3525 桑原真紀（主任児童委員） 080-5169-3634

14. 当園は、以下の機関と契約を締結しています。

(1)内科

医療機関の名称	おかげま里こクリニック
医師名	岡崎 麻理子
所在地	多治見市幸町 3-6-1
電話番号	(0572)-27-1200

(2)歯科

医療機関の名称	松下歯科医院
医師名	松下 秀典
所在地	多治見市大畑町 5-234
電話番号	(0572)22-0166

(3)眼科

医療機関の名称	多治見眼科
医師名	半田 喜久美
所在地	多治見市十九田町2-68
電話番号	(0572)24-2225

(4)薬剤師

薬局名	スギヤマ薬局
薬剤師名	塩川 樹生
所在地	多治見市滝呂町 6-127
電話番号	(0572)21-3601

15. 健康管理

当園は、常に園児の健康に留意し、嘱託医による健康診断を内科は2回／年、眼科と歯科は各1回／年実施し、その結果を記録します。

16. 加入している保険に関する事項

当園は、以下の保険に加入しています。

(1)災害共済(独立行政法人 日本スポーツ振興センター)

保険の対象	園の管理下の負傷、疾病、障害、死亡
保険の内容	<p>負傷、疾病…</p> <p>＜福祉医療を利用した場合＞</p> <p>医療費の1／10 と入院時食事療養費の標準負担月額</p> <p>＜福祉医療を利用しなかった場合＞</p> <p>医療費の4／10 と入院時食事療養費の標準負担月額</p> <p>障害…障害見舞金 41～3,770 万円</p> <p>死亡…死亡見舞金 1,400 又は 2,800 万円</p>

(2)園賠償責任保険(ほいくのほけん)

保険の対象	園の施設の欠陥や管理の不備、および業務中の監督不注意によって生じた事故に基づき、法律上の賠償責任を負った場合に支払う賠償金
保険の内容	後遺障害…後遺障害保険金 最高 205 万円 死亡…死亡保険金 205 万円 財物賠償の支払限度額 身体賠償…1名につき 10 億円 1 事故につき 10 億円 財物賠償…1 事故につき 1,000 万円

17. 個人情報の取扱いに関する事項

当園では多治見市個人情報保護条例に基づき、当園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、多治見市が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

18. その他

この重要事項説明書の内容は、令和 7 年 4 月 1 日現在のものです。在園する園児数、学級数、人事異動等によって、内容が変更になる場合があります。

前畠保育園利用契約書

支給認定子ども及びその支給認定保護者（以下「保護者等」という。）と社会福祉法人前畠育英会（以下「当園」という。）は、保護者等が当園を利用するに關し、次のとおり契約を締結する。

1. 当園は、保護者等に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を保護者等に提供することとする。
2. 本契約の締結にあたり、当園は保護者等に対し重要事項説明書の説明を行い、保護者等はその内容を了承したこととする。
3. この契約の有効期間は、契約締結日翌月1日より保護者等に認められた支給認定期間終了日までとする。
4. 当園は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。
5. 保護者等及び当園は、本契約に関してやむを得ず裁判上の紛争が生じた場合、当園の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

上記の内容を証するため本書2通を作成し、当園と保護者等の双方が記名の上各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日（契約締結日）

（保護者等）

支給認定子ども：_____

支給認定保護者：_____

住　　所：_____
(当　　園)

事　業　者：社会福祉法人 前畠育英会

代　表　者：理事長　坂崎　義雄

園　　名：前畠保育園

管　理　者：園　長　渡辺　裕之

所　在　地：岐阜県多治見市幸町 7-2-2